

< 檀原市 高齢者帯状疱疹感染症予防接種 実施手順 >

接種券はがきは**緑色**です

◎接種券に関する注意事項

接種券は3面はがきです。中央部分と右面部分が接種券となっています。

接種当日に回収する際は、接種ワクチンによって下記のとおり対応してください。

- ① 生ワクチンの場合 中央部分と右面の2枚を回収し、残りの部分は本人に返却。
- ② 組換えワクチン 1回目の場合 右面の1枚を回収し、残りの部分は本人に返却。
- ③ 組換えワクチン 2回目の場合 中央の1枚を回収し、残りの部分は本人に返却。

※接種見合わせになった者については、接種券のコピーを予診票に貼付し、接種券原本は本人に返却してください。

⑧ 高齢者帯状疱疹予防接種 接種券

宛名コード
生年月日 性別
住 所
氏 名
氏 名

組換えワクチン (シングリックス)
1回目接種用
自己負担金(1回分) 7,000円

生ワクチン 接種用 (ビケン)
1回目接種用 (シングリックス)
自己負担金(1回分) 3,000円

組換えワクチン 1回目接種用 (シングリックス)
自己負担金(1回分) 7,000円

令和8年度 高齢者帯状疱疹 定期予防接種 接種券

接種対象期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※檀原市外に転出され接種日に住民票がない場合や接種期間外の場合は、この接種券は使用できません。
※組換えワクチンを接種する場合、計2回の接種を上記期間中に完了してください。対象期間外の接種は全額自己負担となります。

問い合わせ 檀原市 健康増進課
〒634-0065 畝傍町9-1 保健センター北館4階
電話 0744-22-8331 FAX 0744-24-9124

接種時の持ち物
+ 高齢者帯状疱疹予防接種 接種券(このはがき)
+ マイナンバーカード または、資格確認書
※ 市内医療機関で接種する場合は、予診票は医療機関に設置しています。
+ 自己負担金
<下記は該当する方は追加で持ち物が必要です>
・裏面記載の対象者の②に該当する方→該当と証明する診断書等
・市外医療機関等で接種する方→承認書付きの予診票等
・自己負担減免を利用する方→自己負担金減免決定通知書

令和8年度の対象となる方の生年月日
昭和36年4月2日～昭和37年4月1日
昭和31年4月2日～昭和32年4月1日
昭和26年4月2日～昭和27年4月1日
昭和21年4月2日～昭和22年4月1日
昭和16年4月2日～昭和17年4月1日
昭和11年4月2日～昭和12年4月1日
昭和6年4月2日～昭和7年4月1日
大正15年4月2日～昭和2年4月1日

重要 親展 檀原市から大切なお知らせです

OPEN(濡れている時は乾燥させてからゆっくり開いてください) ※裏面もあり

裏面の説明も必ずご確認ください

<接種手順>

[1] 接種前 (予約時)

- ① 医療機関は、接種券 (はがき)、市民であることを確認できる本人確認書類を持参する旨伝える。また、今までに帯状疱疹の予防接種 (①生ワクチン (乾燥弱毒生水痘ワクチン「ビケン」、②組換えワクチン (シングリックス)、③その他のうち、いずれか) を受けたことがないか確認する (任意接種を含む)。

※ 60歳以上65歳未満であって、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方は、本人からの申し出により檀原市にて接種券を発行。

- ② 被接種者の住所、氏名、生年月日、連絡先を確認する。

* 檀原市に住民登録があるかを確認する。(転出日当日は接種不可)

③ 以下のいずれかの対象に該当するかチェックする。

* 65歳の者(年度内に65歳を迎える方)

* 接種時に60歳以上65歳未満であって、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者(接種基準に該当するという診断書が必要)

* 年度内に70、75、80、85、90、95、100歳を迎える者

[2] 接種当日

① 被接種者が来院したら住所、氏名、生年月日を確認する。

* 檀原市に住民登録があるかを本人確認書類と口頭で確認する。(転出日当日は接種不可、接種券は事前に発行しているので、接種券を持っている方が接種当日に住民票があるとは限りません)

② 接種当日時点で、生年月日等で対象者であることを確実に確認する。

(本実施手順4ページおよび定期実施要領を参照)

③ 予診票の1枚目の説明書を本人に渡し、読んでもらう。

④ 接種券の回収、自己負担額を徴収する。

高齢者帯状疱疹の自己負担額

・生ワクチン「ビケン」 3,000円

・組換えワクチン「シングリックス」1回あたり7,000円

※お間違いのないようお願いいたします。

※生活保護受給世帯に属する者は、自己負担金が免除される。(市民税非課税世帯は有料)

自己負担金免除の対象者は、予防接種前に健康増進課(保健センター)窓口又は電子申請・郵送申請で手続きを行ない、檀原市の「自己負担金減免決定通知書」のA4用紙を医療機関に提出されることで自己負担金は免除となる。(詳細は、基本事項4ページ「自己負担額及び自己負担金の減免措置に関する事項」を参照)

事前申請をしていない者は、医療機関で自己負担金を支払った後、健康増進課窓口で返金の手続きを受けることも可能だが、返金(指定口座への振込)は返金手続きを受付けてから2~3か月要することを十分に説明すること。このとき、返金に要する期間に納得が得られない場合は、事前申請を案内すること。

⑤ 高齢者帯状疱疹ワクチンについて、③で渡した市からの説明書を読んだか、内容を十分に理解したかどうかを必ず確認する。また、予防接種健康被害救済制度について説明する。

⑥ 接種不適当者及び、接種要注意者でないかを含め確認する。

⑦ 診察前に体温を測定し、測定時間と共に予診票に記入する。

⑧ 予診票のすべての項目にチェック（レ印）を入れ、記入もれは確認し必ず記入する。診察（視診及び聴打診）の結果、医師の署名（記名押印可）をする。

*サインはフルネーム。（鉛筆・消えるボールペン不可）

1) 接種可能な場合

「可能」に○印をつけて医師の署名（記名押印可）をする。その後、被接種者に「接種を希望します」の欄へ○をつけてもらい、署名をもらった後、接種を行う。

2) 接種を見合わせた場合

「見合わせる」に○印をつけて、見合わせた理由を予診票に記入のうえ医師の署名（記名押印可）をする。

「見合わせる」になった場合も被接種者に「接種を希望しません」の欄へ○をつけてもらい、被接種者自署欄上部空白部へ「見合わせします」と書いて、被接種者の署名を記入してもらう。

*署名の代筆については、家族又はかかりつけ医の協力により対象者本人の意思を確認できた場合は、家族又は入所施設職員の代筆が可能。（万一、健康被害が起こった場合、代筆者への事情確認が生じる場合がある。）

代筆の場合は、被接種者自署欄および代筆者自署欄の両方に記入が必要。

*本人の同意が得られない場合は、接種できないことに留意すること。

[3] 接種終了後

予診票に、接種年月日、ワクチン名、ロット番号、有効期限、接種方法（どちらかに○をつける部分）等を記入し、接種医療機関印又は接種施設印を押印する。予診票の4枚目（本人用）を本人に渡し、再発行不可のため大切に保管するよう伝える。